

国際教養大学入学試験委員会規程

平成 16 年 4 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 国際教養大学学則第 2 1 条の規定に基づき「国際教養大学入学試験委員会」
(以下「委員会」という。)を設置し、その運営に必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 学生の募集に関する事
- (2) 入学者選抜方法に関する事
- (3) 問題の作成に関する事
- (4) 合否の判定に関する事
- (5) 学生募集及び入学者選抜についての調査・研究に関する事
- (6) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。なお、学外委員については、学長が委嘱する。

- (1) 学長、理事のうち学長が指名した者及び副学長
- (2) 事務局長
- (3) 大学入試事情や進学事情などに精通している有識者
- (4) その他学長が特に必要と認める者

2 前項第 3 号及び第 4 号の委員は、学長が委嘱する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長は必要に応じ、委員会に委員以外の出席を求めることができる。
- 5 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 6 委員長に事故等があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(定足数)

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(議事録)

第 6 条 委員会は議事録を作成し、事務局長が保管する。

(会議の公開)

第 7 条 会議は、原則として非公開とする。

2 前項の規定に関わらず、委員長が特に必要と認めた場合は、出席委員の同意を得て、会議の全部、又は一部を公開することができる。

3 前2項の規定は、議事録の公開について、これを準用する。

(任期)

第8条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、国際教養大学事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。